

H27.12.16版

資料7

7. 中部地方整備局コンプライアンス推進の強化

平成27年度 中部地方整備局 コンプライアンス推進計画

平成27年3月24日
中部地方整備局

(はじめに)

中部地方整備局では、平成24年9月に判明した「高知県内における入札談合事案」を受け、国土交通省全体としてその再発防止に取り組む中、平成24年11月16日付けで局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組んできた。

これまでの取組により、法令遵守に対する職員の意識は大きく向上し、コンプライアンス意識が定着してきている。

一方、推進計画制定から3年が経過し、向上したコンプライアンス意識を高いレベルでしっかりと維持するとともに、近年の社会情勢の変化や諸課題に対応するため、事業者等を含む関係者との連携、協力体制が一層必要とされることから、関係者との良好なコミュニケーションを図ることも求められており、様々な場面で国民の疑念や不信を招かないよう、より一層コンプライアンスの推進を図る必要がある。

そこで、今年度の推進計画においては、コンプライアンスの強化等を推進するための取組を継続して実施するとともに、コンプライアンス意識の堅持のための取組も実施し、コンプライアンスの推進等を図るものとする。

1. 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持

(1) 研修等を通じたコンプライアンス意識の醸成・堅持

中部地方整備局で実施する計画研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを効果的に採り入れて実施するとともに、適時、コンプライアンスミーティング、講習会、出前講習等を開催することにより、コンプライアンス意識の醸成・堅持を図る。

その際、コンプライアンスに係る違法性の認識が希薄にならないよう、コンプライアンス不祥事事例等を活用する。

(2) eラーニングによるコンプライアンス意識の向上

「発注者綱紀保持セルフチェックeラーニング」システムにおいて、発注事務担当者の身近で起こりうる問題等を題材とした設問を随時設けることにより、職員一人ひとりがeラーニングを通じて、コンプライアンスについて考え、意識する環境を整備する。

(3) セルフチェックシート等を活用したコンプライアンス意識の定着

職員にコンプライアンス意識が定着するよう、発注者綱紀保持セルフチェックeラーニングを積極的に利用するよう周知・徹底するとともに、各部・各事務所に職場実態に応じたセルフチェックシートの作成・活用等を促し、それらの結果を踏まえた課題や対応等をテーマにコンプライアンスミーティング等を実施する。

(4) 出前講習(討議方式)によるコンプライアンス意識の浸透

研修を受講する機会の少ない職員に、コンプライアンスについて考える機会を提供しコンプライアンス意識の浸透を図るため、討議方式を主体とする「コンプライアンス出前講習」を実施する。

(5) 講習会等(外部講師)によるコンプライアンスの理解促進

公正取引委員会等専門分野の外部講師を招聘し、本局幹部を含む職員を対象とした講習会並びに各県(ブロック)単位で実施する講習会として開催する取組を継続して実施する。

ブロック単位で行う講習会の開催にあたっては、課長、係長等の階層別に実施するなど、より効果的な方法・内容になるように取り組む。

(6)コンプライアンスインストラクターの積極的な活用

計画研修や出前講習、ブロック別講習会等における講師として、コンプライアンスインストラクターを積極的に活用する取組を継続して実施する。

また、推進本部会議において、適宜、コンプライアンスインストラクターによる活動状況等の報告等を行う取組を実施する。

(7)コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンスに関する不祥事事例等の情報を、適宜事務所等に提供するなど、コンプライアンス意識の保持を図る取組を継続して実施する。

(8)パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示

職員のコンプライアンス意識の保持を図るため、全職員のパソコン画面にコンプライアンスメッセージを定期的に表示する。

2. 意識の堅持に向けた取組

(1)公平かつ適正な事業者との応接

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。

(2)本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーションの拡充

本局幹部職員の事務所視察等において、事務所等職員とのコミュニケーションの充実を図る取組を継続して実施する。

また、適正業務管理官とブロック単位による事務所コンプライアンス推進室長等との会議を定期的で開催し、取組状況や取組に当たっての問題点・課題等の把握や意見交換を実施する。

(3)副所長室の相部屋化等

従前から実施してきた副所長室の相部屋化については、再発防止対策の趣旨に十分留意し、その取組を継続する。なお、予算措置の制約等から、直ちに実施することが困難な場合には、可視化を継続する。

3. 入札契約手続きに係る分離体制の確保、情報管理の徹底

(1)積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会と、その情報を知る者の数を限定し、これらの情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施する。

(2)情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報の管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報管理ルール周知・徹底を図る取組を継続して実施する。また、機密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティーの強化を図る等、情報管理の徹底に継続して取り組む。

(3) 入札契約手続きの徹底

中部地方整備局の事務所において発注する工事の一部について、不正が発生しにくい入札契約制度の試行を踏まえて実施している、次の入札契約手続きの見直しに引き続き取り組む。

- ①入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図る取組
- ②予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格漏洩の防止を図る取組
- ③入札契約手続運営委員会等資料におけるマスキングに関しては、予定価格作成時期の後倒しや情報管理の徹底などを行ったうえで、真にマスキングが必要な案件にのみ実施することとする。

4. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取等を行うなど、推進本部によるモニタリングを継続して実施する。また、コンプライアンスに関する取組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図る取組を継続して実施する。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表する等の透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施する。

5. 報告制度の周知・徹底

(1) 不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、若しくは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合には、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底

コンプライアンスに関する外部報告窓口について、窓口設置の趣旨が生かされるよう、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

6. ペナルティの強化

談合等不正行為があった場合の違約金の引き上げ(請負代金額の10%を15%に)対象を、談合の首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者に拡大して適用する取組を継続して実施する。

7. 再発防止対策の周知

建設業界に対して、再発防止対策の趣旨・内容等及び推進計画に基づく整備局の取組を色々な機会を通じて説明・周知し、理解を求める取組を継続して実施する。

8. 監査機能の充実

推進計画の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項とした内部監査を継続して実施する。

監査結果については、内容を十分精査のうえ、コンプライアンス推進の取組等へ適切に反映する。

9. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所(管理所)に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。また、各ブロック(長野を除く)に置く建設専門官は、事務所毎、又はブロック単位で行うコンプライアンスの啓発・指導等にあたる。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組む。